

令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件  
令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件  
令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件  
令和2年(ワ)第348号 損害賠償請求事件  
令和2年(ワ)第509号 損害賠償請求事件  
令和3年(ワ)第254号 損害賠償請求事件  
令和3年(ワ)第263号 損害賠償請求事件

原告 入江須美 外31名

被告 西予市 外2名

## 準備書面(6)

令和4年5月9日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御中

被告西予市代理人弁護士 松本



### 1、訂正

(1)、被告西予市の準備書面(4)の4頁

上から11行目

「間違っていない」とあるを

「間違っている」と訂正する。

(2)、同書5頁下行

「避難すると言ったので」とあるを

「避難しないとは言わなかったので」

と訂正する。

2、(1)、原告らの主張のうち最も重大な言い分は、西予市は、避難指示の伝達が遅れ、伝達された者が避難行動をとるのに時間的余裕がなかったため逃げ遅れて

死亡した。従って、避難指示の遅れと死亡という結果との間には相当因果関係があり、避難指示を遅れさせた西予市の職員に過失責任が認められるべきであるというのが原告の主張と考えられる。

原告らの主張が正しいとすると、その過失は住民の全ての人に対し当てはまる過失になり、住民の多くの人達が避難をするのに遅れをとったということになるであろう。

(2)、しかし、「平成30年7月豪雨における西予市での住民の避難行動と避難の意思決定構造」という論文76頁右段の上から21行目からその下にかけて、「結果として避難の対象地区内人口1922名の殆どが避難し、避難出来ずに孤立又は消防によって救助された残留者は39名であった」（死亡5名も含む）とあるところから、殆どの住民が避難出来ていたということが分かる。そうすると原告らの主張する避難指示が遅すぎて避難出来なかったという主張は到底認められないであろう。

(3)、次に、消防団員は、地域全戸別訪問している。そこで大量の水が流れてくるから直ちに避難するように告げてまわっている。その戸別訪問は、当日の午前6時34分に完了している。それなのに39名（うち死亡5名）の人達は、伝達を聞いていながら避難してない。どうしてであろうか。同上論文では、「避難するかどうか判断するには、近所の人達の行動をみて決定する傾向がある。いいかえると近所の人達が避難していれば自分も同じに避難し、近所の人達が避難していない時は自分もそれに合せるという傾向があること、その他、今迄水害にあった経験のない人は、まさか自分の家まで水が襲ってくることはあるまいと考え、避難しようとしないう傾向にある」という。又、愛媛大学防災情報研究センター長の森脇亮教授も、「人は経験したことの無い状況を前にすると、まだ大丈夫と言い聞かせてしまう」と述べている（愛媛新聞2021、3、13（土）参照）。

このような傾向或は先入観を正常性バイアスというが、それにとらわれ逃げ遅れ、危険を感じて逃げようとした時には、もはや遅すぎて逃げられなくなり死亡したことも十分考えられるのである。

そうすると、正常性バイアスに支配されて、消防団から「危険だから直ちに逃げよ」と言われても逃げなかった場合は、西予市の職員として避難するよう

色々努めても効果が無かったことになる。住民の人達の考えがその時点では分からないのであるから、首に縄をつけて引っ張っていくことも出来ず、あとはその人の判断に任すしかない。表面上は、指示に従って逃げると一応は返事するので、消防団員は逃げるものと思い、次の家に訪問するのになんの抵抗もなく向かえる。そこに何の過失もないであろう。

上記論文でも消防団の戸別訪問を高く評価している。そこまでさせた西予市職員や市になんの過失もない。

### 3、求釈明について

#### (1)、原告準備書面9、第2項に対する回答

本件、水害時の対応として、野村支所が対応したという認識ではない。西予市災害対策本部を本庁に設置し、各支所に現地対策本部を設置した。警報発令時には市内全域の状況を把握するために全庁体制を敷き情報を共有している。その上で必要に応じて本部長が指揮監督する体制を構築している。

当時の豪雨状況からすれば、市内のどこで、どのような災害が発生するのか、未知数の段階であり、本部を野村支所に移設しての対応や、本部長が野村支所で陣頭指揮をとるといった手法が適切であるとの認識はない。現に明間地区や各地で大規模な山腹崩落が起きており、市内全域において危機的な状況であった。

従って、本件に関しては西予市災害対策本部の本部長が野村現地対策本部に指示し、その指示を受け対応したと認識している。

#### (2)、原告準備書面10、求釈明に対する回答

##### 1、(1)、①について

避難指示を出した根拠となる情報の入手という意味と解する。

①、それは野村ダム管理所からの情報である。

②、ホットラインやメール或はファックスである。

③、当市が予想していたのではなく、放流量はあくまでダムからの予測情報である。

午前6時段階：330.37 m<sup>3</sup>/S

午前6時30分段階：資料無し

午前7時段階：926.29 m<sup>3</sup>/S

午前7時30分段階：資料無し

④、刻々と変化する雨量予測の中、ダム<sup>1</sup>の放流量に対してどの程度の地域が浸水するのか等、具体的な判断材料もない状態であることから、被害の規模を正確に予測することは実質的に不可能であったため、大きく範囲を設定して野村地区全体を避難指示対象範囲とし、消防団の戸別訪問による避難の呼びかけは中でも放流による被害が発生する可能性の高い地域とした。

発令時点で、最大の影響範囲を予測しており、見直しは行っていない。

(2)、消防無線や消防団車両に搭載している無線、メッセージアプリ、声かけにより連絡した。

2、そのような資料については不知。

ダム管理所からの情報以外に放流量の予想は行っていない。